

檀原市立白檀南小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1. はじめに

いじめは決して許されない、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では児童一人一人を大切に、全ての児童にとって、安全安心な学校を目指している。このことから、全ての教職員がいじめは重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為であり「見逃さない」という共有認識を持ち、学校教育全体を通して、いじめを生まない環境作りを行う。「檀原市いじめ防止基本方針（令和5年1月改定）」に基づき、児童一人一人がいじめをしない、いじめを許さない態度や資質を身につけるように働きかけることにより、すべての子どもが明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

2. いじめの防止等の基本的事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

(2) いじめの認識と防止等の対策に関する基本理念

① いじめは重大な人権侵害である。

いじめは、児童の尊厳を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害である。全ての児童の人権が十分に守られ、安心して学校生活を送れるよう取り組まなければならない。

② いじめはどの子どもにも起きうると認識し見逃さないようにする。（早期発見）

いじめはどの子どもも、加害児童、被害児童になり得るため、全員を対象とした取組を行う必要がある。またけんかやふざけ合いと見えるものの中にもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる。日頃より児童生徒の心の動きや行動をきめ細やかに観察し児童生徒の理解に努める。

③ 心のケアや支援を継続して行う。（対処）

いじめには事実や事情を組織的に対応し確認した後、教育的な配慮のもと当該児童生徒に適切な指導やプログラムを行い関係機関とも連携して対応する。いじめが解消したとみられる場合でも心のケアや支援、見守り等を継続して行う。

④ 互いの人権を尊重できる豊かな人間関係を築く。(防止)

いじめについて児童に十分な理解を促すとともに、互いの人格を尊重できる豊かな人間関係を構築させる。

③ 地域全体で取り組む。(防止)

校外で起こるいじめもあることから、いじめ防止に関する職員研修に取り組み、児童への指導や家庭社会への啓発活動に努め、日頃から家庭、地域、関係機関と密接に連携し、地域社会全体で取り組む。

3. いじめの防止等のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職、複数の教員等で構成する「いじめ問題対策委員会」を設置する。スクールカウンセラー、スクールライフサポーター、こころのケアルームカウンセラーその他外部専門家からの支援も得ながら対応する。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

4. いじめ問題への取組

(1) いじめを生まない環境作り(発達支持的生徒指導)

① 教職員のあり方

「いじめを見逃さない」姿勢を共有し、教職員それぞれが全員の子どもを見る意識を持つ。一人の子にいろいろな教職員が関わることで、多角的に子どもを捉え、学校全体で総合的にいじめ対策に取り組むことにつなげる。また教職員同士が発言し合うことへの安心感を持つる状況を作り出す。教職員一人一人が児童から相談してもらえるような教師像をめざす。

② 多様性に配慮した教室等の環境

教室に様々な異なる意見や考えを出し合える雰囲気の確保と「いろいろな人がいた方がいい」と思うような働きかけを行う。

③ 人の評価を多角的に行える学校、学級作り

子どもを評価する際に、教師自身が様々な見方の物差しを持つとともに、いろいろな子が活躍できる場を用意し、学校が安心できる居場所になれるようにする。

④ 自己信頼感を育む

自己への信頼は、主体的に取り組む共同の場で他者から認められ、役に立っているという実感から育まれる。異年齢交流の場としてのかしのみタイムや、委員会活動、学級の係活動等で助け合い、主体的に取り組む経験を積ませることが大切である。

⑤ 適切な援助希求を促す

「助けて」と言うことや弱音を吐くなど「適切に依存」することの大切さを児童に伝える。児童が「困った」といえる雰囲気と、それをしっかり受け止められる体制を学校に築く。

(2) いじめの未然防止

いじめは「いじめる側」「いじめられる側」からだけで生じるのではなく「観衆」「傍観者」も存在する。傍観者の中から勇気をふりしぼって仲裁したり、周囲の大人に相談したりする児童が現れるようにすることが大切である。そのためには、教師や周囲の大人が「いじめられる側を絶対に守る」という意思を示すとともに、信頼感を持ってもらうことが重要である。

また、道徳、学級活動、ICTモラルの学習等を通して本方針の理解を深めるとともに、いじめをしない態度や能力を身につけるための取組を行う。

(3) いじめの早期発見

- ・ 日頃からの子どもの小さな SOS を見逃さない（授業時間外での子どものつぶやき等）
- ・ 子ども同士のトラブルの中にいじめ的な要素が含まれていないかアンテナを張る
- ・ 教職員同士の情報交換、職員打ち合わせの時間における共通理解を行う
- ・ 年 2 回の「心といじめのアンケート」を活用した児童の状態の把握
- ・ アンケート後の個別面談
- ・ 保護者からの訴えに対する迅速な対応（児童からの情報収集）
- ・ 教師間での迅速な情報収集と共有
- ・ カウンセラーやいじめの相談窓口の紹介

(3) いじめへの対処

- ・ いじめ事象（疑われるものも含め）を確認した場合、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行う。
- ・ 解決に向けて速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、学校全体で組織対応を行う。
- ・ 当事者の子どもの話を十分に聴き取り、子どもの気持ちを尊重した対応を心がける。
- ・ 被害児童に具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択してもらうようにする。
- ・ 被害児童の安全・安心を回復するための支援と心のケアを丁寧に行う。
- ・ 加害児童が罪悪感を抱き、被害児童との関係修復に向けて自分ができるところを考えられるようになることを目指して指導する。
- ・ 教職員は子どもの話をできるだけ正確に負担なく聴き取れるよう研修を重ねる。

(4) いじめの再発防止

- ・ いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず児童の関係を継続的に見守る。
- ・ 加害児童がいじめに至った内面理解に基づくアセスメント、背景を理解しながら、継続的に見守り、支援を行う。
- ・ 加害・被害児童ともに必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行う。
- ・ いじめを生む土壌や集団の雰囲気がないか再点検を行う。
- ・ 「個別生活カード」を活用し、情報共有を行うとともに、引き継ぎを丁寧に行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合

(2) 重大事態に至らないために

- ・ 重大事態に至りやすいケースを教職員が把握する。
- ・ 特に周囲から仲が良いと思われるグループ内でのいじめに気をつける。
- ・ 学級が落ち着かない状況になった際には、チームでサポートする。
- ・ 保護者同士の感情的な不信感が絡んだケースでは、早くからSSW等、外部機関を活用したケース会議を行う。

(3) 重大事態への対応

- ・ 教職員は危機感を持って対応する。
- ・ 事案発生時の様子や被害状況について、特に慎重に時系列で聴取を行う。
- ・ 十分な調査が行われていない段階で、学校の判断を児童や保護者に伝えない。
- ・ 市教育委員会に重大事態発生について直ちに報告する。
- ・ SSW、児童相談所、警察、医療、市の弁護士等、学校外の関係機関を最大限活用する。

(4) 調査と結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して説明する。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。事態によっては、市教育委員会の指導を受ける。

4 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても基本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

参考文献：生徒指導提要（令和4年12月改訂版） 文部科学省

いじめをしない子どもを育てる生徒指導の進め方（小学校時報 No.850）

檀原市いじめ防止基本方針（檀原市 令和5年1月改訂版）

『生徒指導提要』が示す生徒指導上の課題への対応

～「いじめ」の問題への対応を中心に～（月刊日本教育 No.525）

関西外国語大学外国語学部 教授 新井 肇

いじめ防止等のための組織

【別紙 1】

生活指導部会・教育相談会議 22条

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者
当該学級担任（関係職員）・養護教諭
スクールライフサポーター（依頼参加）
必要に応じて、学校評議員、PTA代表者、
臨床心理士等の外部専門家に参加要請

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ

